IAはが野

令和元年記念に、 定期貯金を 始めてみませんか?

キャンペーン期間

^{令和}6/3月





うグッズブ

新規資金 20 万円以上の定期貯金のお預け入れかつ下記の条件のいずれか1つを満たす方

○適用金利 店頭表示金利 ○スーパー定期貯金 期間1年 ○個人の方に限ります。○新規資金でのお預け入れ1口あたり20万円以上1,000万円以内

当JA発行のJAカードの新規申込、 または既契約者(家族カードを含む)

当JA口座での年金受給者・ 指定替え申込者、または給与振込者

JAネットバンクの新規申込、 または既契約者

※プレゼントはおひとり様1点(1回限り)とさせてい ただきます。なくなり次第終了とさせていただきま すので、ご了承ください。

よりぞう トートバッグ





JAバンクはこんなに便利

JA カードはおトクがいっぱい!

(1)JA-SSでの給油が1ℓあたり4円引き

店頭価格 から 2 円/ℓ割引 → カード利用代金 2 円/ℓ割引

(2)JA直売所でのお買い物が、JAカード支払いで5%引き

対象店舗

- ●真岡フレッシュ直売所 ●井頭フレッシュ直売所 ●益子フレッシュ直売所 ●友遊直売所

年金または給与の お受取りで

5万円以上のご入金があ れば、ATM手数料が月3回 までキャッシュバック!

JA ネットバンキングで 便利にお取引!

- (1)住宅ローン残高の照会や一部繰上返済 が無料でできます。 (2)振込手数料も窓口·ATMよりお得!
- (3)家計簿アプリ登場! マネーフォワードと連携

詳しくは店頭窓口または当JAのホームページをご覧ください。

https://www.ja-hagano.or.jp/ JAはが野





真 岡 支 店 TEL.0285-84-6611 二 宮 支 店 TEL.0285-74-0020 益 子 支 店 TEL.0285-72-3246 茂木支店TEL.0285-63-1105 市貝支店TEL.0285-68-1311 芳賀支店TEL.028-677-0080 本店(金融部) TEL.0285-83-7725 はが野農業協同組合

JAはが野

定期貯金サマーキャンペーン2019

章 6/3 □ ▶ 章 8/30 章 キャンペーン期間

商 品 名	●スーパー定期貯金<単利型>(1年)
ご利用いただける方	●個人のみ
期間	●定型方式 1年 ●自動継続 (元金継続または元利金継続) に限ります。
預入方法 (1)預 入 方 法 (2)預 入 金 額 (3)預 入 単 位	●一括預入●20万円以上1,000万円以内の新規資金●1円単位
払 戻 方 法	●満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1)適 用 金 利 (2)利 払 頻 度 (3)計 算 方 法 (4)税 金 (5)金利情報の入手方法	 ●預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動組続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ●満期日以後に一括して支払います。 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ●20.315% (国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ●窓口にお問い合わせください。
手 数 料	_
付加できる特約事項	●自動継続扱いのものは総合□座の担保に組入れできます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。
中途解約時の取扱い	●満期日前に解約する場合は、約定利率を適用せず預入日の店頭金利に戻し、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 預入日の店頭表示利率×50% ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。
貯金保険制度(公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0285-83-7725)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 粉争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。埼玉弁護士会(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。)
その他参考となる事項	_

詳しくは窓口にお問い合わせください。

詳しくは店頭窓口または当JAのホームページをご覧ください。 https://www.ja-hagano.or.jp/ JAはが野



